

大阪市立大学如新会会則

- 第1条（名称） 本会は、大阪市立大学如新会と称する。
- 第2条（目的） 本会は、大阪市立大学如新会の発展と充実、及び生涯研究活動を通じ、会員相互の親睦を図り、会員が仲良く、身も心も豊かな明るい生活が送れることを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は、前条の目的を達成するために会員相互の自主運営を基本とし、次の事業を行う。
- (1) 毎年3月、卒業式の前に修士論文発表会を、経済学部経済学会と協賛で行う。
 - (2) 毎年7月頃、会員の夏季セミナー（現・研究発表会）を行う。
 - (3) 経済学部及び社会人大学院生のためになる事業を行う。
- 第4条（本部・事務局） 本会は、本部を大阪市住吉区杉本町3丁目3番138号 大阪市立大学経済学部内に置く。
- 第5条（会員） 本会は、次の会員で構成する。
- (1) 大阪市立大学大学院経済学研究科に社会人入学し（以下、社会人大学院）、同経済学研究科を修了または退学した者。
 - (2) 同経済学研究科の社会人大学院生。
 - (3) 大阪市立大学大学院の他学科社会人大学院の修了または退学した者及び在学中の者で、本会の主旨に賛同した者。
- 第6条（役員） 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名、 副会長 1名
 - (2) 幹事 若干名（毎年の同経済学研究科社会人大学院修了生）
- 第7条（役員を選出） 会長、副会長及び幹事は、正会員の中から推薦・総会で承認後、本人の承諾を得た者を選任する。
- 第8条（役員職務） 会長は、本会を代表して会務を総理し、総会、幹事会を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、または欠けたとき、その職務を代行する。
 - 3 幹事は、本会の事業の企画、運営及び会計を行う。
- 第9条（役員任期） 会長・副会長の任期は3年とする。
- 2 幹事は、当年度修了生の輪番制で1年とする。ただし、修了生のない場合は前年度修了生が留任する。
- 第10条（総会） 総会は会員をもって構成する。
- 2 定期総会は、会長が招集し、毎年3月、修士論文発表会のときに開催する。
 - 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき会長が召集し、開催する。
- 第11条（総会承認事項） 次の事項は、定期総会にて付議して、その承認を受けるものとする。
- (1) 役員改選
 - (2) 会則改廃
 - (3) 事業の実績、会計報告及び次年度事業計画と予算（日程上、見込額となる）。なお、決算報告は、夏季セミナー開催通知のとき会員に送付する。
 - (4) 幹事会で必要と認めた事項。
- 第12条（総会議決数） 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第13条（幹事会） 幹事会は、会長・副会長・幹事で構成する。
- 2 幹事会は、会長が招集する。

第 14 条（会費） 会費は連絡費として、会員一人年額 2,000 円とし、毎年 3 月に一括納付する。

- 2 新入会員は、入学時の 7 月の研究発表会から会費を徴収する。
- 3 退会者は、退会の申しでの翌年分より徴収しないこととなるが、当該年度分は、払い戻しをしない。
- 4 事業に必要な実費は、会計担当幹事の精算に基づき、その参加者が負担する。

第 15 条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

- 付則
- 1 この会則は、2001 年 7 月 1 日の臨時総会で承認された。
 - 2 この会則は、2001 年 4 月 1 日に遡って施行する。
 - 3 この会則は、2005 年 3 月 19 日に一部改正された。